

# 令和2年第12回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和2年12月25日(金)
招集の場所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室、本庁舎2階 第4会議室
開 会	令和2年12月25(金) 14時56分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 総計 17人 委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員 推進委員 1番 浅井 昌行 委員 2番 加藤 秀幸 委員 3番 内藤 勝司 委員 4番 堀之内 済 委員 5番 眞野 賢一 委員 6番 村瀬 勝美 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号          議案第2号          議案第3号           専決第1号          専決第2号          専決第3号          専決第4号           その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について          農地法第5条第1項の規定による許可申請について          日進市農用地利用集積計画について           農地法第3条の3第1項の規定による届出について          農地法第4条第1項第8号の規定による届出について          農地法第5条第1項第7号の規定による届出について          農地法第18条第6項の規定による通知について           生産緑地のあっせん願いについて</p>
-------------	---	---

<p>開会</p> <p>( 14 : 56 )</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和2年第12回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和2年第12回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に1番の和田 義雄 委員と、2番の尾関 洋子 委員を指名する。</p> <p>傍聴の申出が1名あったので、委員に対して意見を求める。</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>傍聴者の入室を許可する。</p> <p>(傍聴人入室)</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>7番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>7番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、藤島公会堂から南西へ約180メートルの位置に所在しており、現況は割田で、水稻と野菜を栽培しており、面積は1,497㎡です。</p> <p>申請者は、藤島町町にお住まいです。</p> <p>申請者は、年間150日程度農作業に従事しており、その農作業暦は50年ほどになります。</p> <p>農業用機械は、耕うん機、軽トラックを所有しています。</p> <p>この度申請者は、申請地を取得し、営農地を拡大するために今回の申請に至りました。</p> <p>なお、申請者は70歳と高齢ではありますが、体も健康で営農意欲もあり、営農基盤確立のため、農地を管理していく旨の理由書も添付されています。</p> <p>申請地では水稻の栽培を予定しています。</p> <p>7番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p>
---	--

<p>議長 委員 事務局 議長 議長  事務局 議長 事務局</p>	<p>第3号、信託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがあります。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡を超えています。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあると思われれます。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。 譲受人と譲渡人は親族か。 親族です。 特に意見がないことを確認して議案第1号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第2号を上程。事務局に議案の説明を求める。 (議案書朗読)</p> <p>36番と37番の案件について事務局に説明を求める。 36番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、福友病院から西に約320メートルの位置に所在しており、現況は田で、作付けはされておらず、面積は228㎡です。</p> <p>この申請地については、令和2年8月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題としてお諮りさせていただいた案件となっており、農用地区域からの除外手続中です。</p> <p>申請者は、現在夫と子供の3人で尾張旭市内の賃貸住宅に居住していません。</p> <p>子供の成長につれ現在の居宅が手狭になり、将来の家族計画を踏まえて一戸建て住宅の建築を計画しました。しかし、自己所有地はなく母に相談したところ、実家に隣接する母所有の申請地を使用しても良いという承諾を得ることができました。</p> <p>実家に隣接するため、子育てをする上で協力を得やすく、適地と考え選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地西側の最終樹へ集水し既設道路側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われれます。</p>
--	---

議長  
事務局

続きまして、37番の案件について説明します。

申請地は、相野山小学校の東側に所在しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積はで307㎡です。

申請者は、現在妻と、子供2人の4人で米野木台二丁目の賃貸住宅に居住しています。

子供の成長につれ、現在の居宅が手狭になり、将来の家族計画を踏まえて一戸建て住宅の建築を計画しました。

しかし、自己所有地はなく、本家の祖父と両親に相談したところ祖父の所有地である申請地を使用しても良いという同意を得ることができました。

両親に所有地はなく、周辺に適地が見つからず、やむを得ず申請地を選定したことになります。

排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地北側の最終桝に集水し、西側の造成協力地の埋設管を通り、既設排水路へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。

36番と37番の案件について、事務局に補足説明を求める。

受付番号36番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅として利用するものです。

農地法第5条第2項第1号の農地区分について、農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。

第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。

第3号の一般基準について、資力については借入金で造成する。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。

許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年3月1日から令和3年7月20日までに完了する計画が記載されています。

他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。

農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。

第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。

<p>議長 委員 事務局 委員 事務局 議長 議長</p>	<p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして、受付番号37番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和3年2月1日から令和3年7月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>36番、37番の案件について、作付けがされていないということであるが、どのような状況か。</p> <p>36番は草刈りが行われており、保全管理されている状況です。37番については、山林化している状況であるため長い間耕作されていないと思われます。</p> <p>山林化しているというのは、雑木林のような状況になっているということか。</p> <p>その通りです。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第2号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第2号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第3号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p>
---	--

<p>事務局 議長 委員 事務局 委員</p>	<p>(議案内容説明)</p> <p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>3番の案件は1年間の契約で間違いないか。</p> <p>利用期間は1年間で間違いありません。</p> <p>3番の案件について、農作業日数が0日になっているのは間違いないか。</p> <p>また、借りるのは1年間だけでいいのか。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>これまで市主催のアグリスクールを1年間受講されていましたが、広い面積の農地を借り受けるのは初めてであるため、1年間借り受けて管理ができる状態であれば、今後管理年数を伸ばしていく計画になっています。</p> <p>試行的に借り受ける場合であっても賃貸料は支払わなければならないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>あくまで賃貸料は貸渡人と借受人との間で相談をして決めるものであるため、1年間であっても契約上、賃貸料を支払うことに問題はありません。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>8番の案件について、貸渡人と借受人はどのような関係か。</p> <p>貸渡人と借受人は親子の関係です。これまでも、借受人は貸渡人から農地を借り受けて耕作をしていましたが、今回、借受人が病気になり一度解約をしました。しかし、病気が快方に向かっており、リハビリを兼ねてもう一度管理をしたいという申し出があったため、改めて親子間で利用権を設定をしました。</p>
<p>委員 事務局 委員</p>	<p>耕作状況を教えてほしい。</p> <p>現在は、水稻で管理をしています。</p> <p>親子間で利用権設定を行うことにメリットはあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>親子間で利用権設定をしなければならぬという決まりはありませんが、利用権設定をすることで借り手側の実績となるというメリットがあります。</p> <p>また、貸渡人は農業者年金を受給しており、農業者年金を受給し続けるには第三者に農地の貸付をしなければならぬという要件があります。息子が借り受けて管理をすることで要件を満たすため、今回利用権設定をしています。</p>
<p>議長</p>	<p>特に意見がないことを確認して議案第3号の案件について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第3号の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p>

議長 事務局	<p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決 1 号    3 条届出    5 件 専決 2 号    4 条届出    1 件 専決 3 号    5 条届出    1 5 件 専決 4 号    1 8 条届出    1 件</p>
議長 委員	<p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 専決 1 号の 4 3 番の案件について、現地の耕作状況はどのようになっているのか。</p>
事務局 委員	<p>現地は水田ではありますが、耕作されていない部分も見受けられます。 耕作されていない状況でも、相続であれば農地の権利を移転することができるのか。</p>
事務局 委員 事務局	<p>相続の場合、耕作され、管理された農地でなくても権利移転ができます。 農地として管理できないということは、行政指導の対象となるのか。 今回の現場については、指導対象となるものではありませんが、権利者が変わるため今後の管理について聞き取りを行ったり、管理できない場合は、担い手への貸し付けを提案することもあります。</p>
議長 事務局	<p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>生産緑地のあっせん願いについて    2 件</p>
議長	<p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)</p>
議長	<p>議題が終了したため、傍聴人へ退室を指示する。 (傍聴人退出)</p>
議長 事務局	<p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)</p> <p>・ 次回の農業委員会 (令和 3 年 1 月 2 7 日 (水) 午後 3 時 本庁舎 4 階第 1 会議室)</p>
議長 ( 1 5 : 3 5 )	<p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年    月    日    議事録署名者 1 番委員

議事録署名者 2 番委員